

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

提出者 国立市長 濱崎真也

(説明) 特定任期付職員の給料表の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げを行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 24 年 12 月国立市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	397,700円
2	448,200円
3	501,600円
4	571,900円

5	649,300円
---	----------

第5条中「100分の107.5」を「100分の108.75」に、「100分の62.5」を「100分の63.75」に、「100分の117.5」を「100分の118.75」に、「100分の72.5」を「100分の73.75」に、「100分の112.5」を「100分の113.75」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定は令和7年4月1日から、新条例第5条の規定は令和7年12月1日から適用する。
(令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 3 令和7年12月1日を基準日として支給する期末手当及び勤勉手当に限り、新条例第5条の規定の適用については、同条中「100分の73.75」とあるのは「100分の75」と、「100分の113.75」とあるのは「100分の115」とする。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて令和7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。